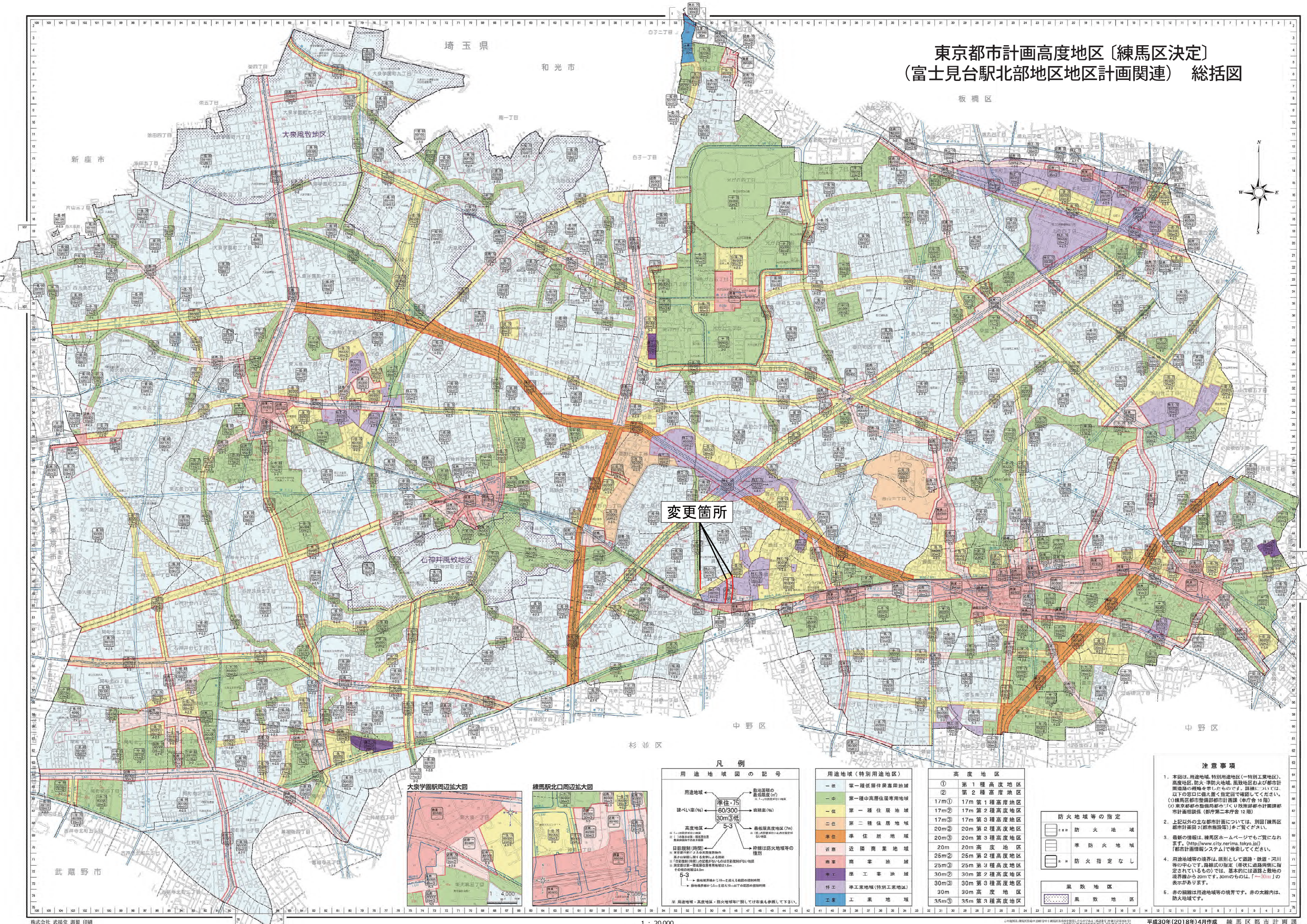
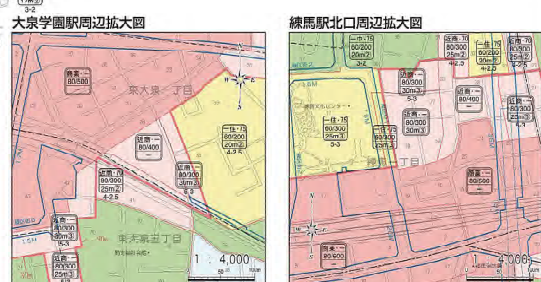


東京都市計画高度地区〔練馬区決定〕 (富士見台駅北部地区地区計画関連) 総括図



変更箇所



凡例

用途地域	記号
第一種低層住居専用地域	1-1
第一種中高層住居専用地域	1-2
第一種住居地域	1-3
準住居地域	1-4
近隣商業地域	1-5
商業地域	1-6
準工業地域	1-7
工業地域	1-8
特別工業地域	1-9
高度地区	2-1 ~ 2-10
防火地域	3-1 ~ 3-3
風致地区	4-1 ~ 4-2

高度地区	高さ	種別
①	17m	第1種高度地区
②	17m	17m第1種高度地区
③	17m	17m第2種高度地区
④	17m	17m第3種高度地区
⑤	20m	20m第1種高度地区
⑥	20m	20m第2種高度地区
⑦	20m	20m第3種高度地区
⑧	25m	25m第1種高度地区
⑨	25m	25m第2種高度地区
⑩	25m	25m第3種高度地区
⑪	30m	30m第1種高度地区
⑫	30m	30m第2種高度地区
⑬	30m	30m第3種高度地区
⑭	35m	35m第1種高度地区
⑮	35m	35m第2種高度地区
⑯	35m	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	指定
防火地域	■
準防火地域	□
防火指定なし	○

風致地区	指定
風致地区	■

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の種別を示したものである。詳細については、以下の窓口に必ずよく指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画情報係(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)
「都市計画情報システム」でも検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線、路線式の指定(線状に道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と土地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。